

琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件 沖縄住民の権利拡大（布令、布告の廃止、裁判権の一部移譲）

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-01 キーワード (Ja): 布令・布告, 機能別分離返還 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43471

大臣ブリーフィング用資料

大臣ブリーフィング用資料
「沖縄問題」

41.2.1

マ

1. 施政権返還

沖縄の祖国復帰のため引き続きあらゆる努力を行なうが、その実現に当たっては、沖縄が我が国を含む極東の安全保障に果たしている役割を十分考慮し、日米間の相互信頼と協力を通じて現実的に解決を図る。

2. 施政権分離論

沖縄における軍事基地の規模、配置等に鑑み、本構想の実現には種々の困難があると思われ、施政権返還に関する一つの考え方として、更に慎重に検討してまいりたいと考える。

(註) 沖縄民主党は昨年11月の

主権回復の際の公使として、軍事基地以外、地域のみに関する施政権の返還を

唱え、最近では本問題に関する特別委員会を設置することを考慮中と伝えられる。また

本土でも麻次試案等一部に施政権分離論を唱える動きがある。

3. 協談委員会の活用

昨年1月の総理訪米の結果、協談委員会の特
能は昨年4月2日 経済援助のほか 住民の安
寧の向上のため日米両国が協力する事項につ
いて協談可能な点が数多く拡大された。協

談委員会はその後4回開かれたが昨年5月に
開かれた第5回協談委員会においては、沖縄の

教育及び社会保障等に関する事項、沖縄産
業への融資を含む沖縄経済の発展のための必要

な対策について討議された。今後、本委員会
の積極的な活用を期待する。

4. 自治権拡大

ワシントン高等弁務官就任以来、布令、布告等の
一部廃止、及び法への移譲、琉球政府局長任命

権の行政主権への移譲、刑事裁判権の一部
琉球政府裁判所への移譲等一連の自治権拡

大のための方策がとられ、昨年12月21日には、
立法院による主権移行のため大法院領行政命令

の改正が行われた。今後、この方向に積極的
な対策がとられるよう米側と話し合っている。

5. 主権公達

政府は主権公達を要求する琉球の現地の声に基
づき、この問題に対する関心と米側に表明兼

望^望を要^望してきた。昨年12月21日に至り、大法院
領行政命令が改訂され、従来、琉球政府立法

院の指針にそって高等弁務官が任命していた行
政主権は、立法院が全議決の過半数を過半数に

と変わった。立法院による主権移行は2月1日から

再開される定例議会で行われる予定である。

今回の改正は、住民に於て主席の直接

選挙ではないが、住民の代表である立法院
の選挙に於て主席が選ばれることは、沖縄

住民の自治への大きな前進を示すものと考えらる。

6. 日米両国の対沖縄援助

わが国の対沖縄援助は、未会計年度が58
億円と本会計年度、約2倍に増加したが、

今後とも質量ともに強化してまいらる。

現地の所によつて、米国民政府及び琉球
政府が沖縄の経済長期計画案を作成し、

本年度よりその実施に移る予定である。予算
教書によれば、米国民政府は、近く議会にフ

ライス法、援助限度額1,200万ドルを2,500万
ドルに引き上げる法案を提出するものとある。

再論 工場の定例研究会は行われ予定あり

今日の改正は、往々にして定例の通商

通商 2-4-2... 往々にして定例の通商

あり定例の通商は、往々にして定例の通商

二七、往々にして定例の通商

と示すものと存する

(大正7-7-7月臨時)

北米局長

参事官

北米課長

極秘

沖繩、小笠原問題

南信
(1) 沖繩問題

昨年11月11日、日米共同宣言に於て

(1) 沖繩問題に南信日米間の基礎的合意は

(i) 沖繩に於ける米軍施設が租界の安全に

特に重要であるとの認識 (ii) 施設が早期退去
に於ける日本側の願望と、この願望に理解を

示し、租界の安全保障上の利益がその実施を
許すものと見做すこと米側の態度 (iii) 沖繩住

民の福祉向上、自治権拡大等のため、対沖繩援
助を念ひ日米協力の合意、の3点に要約し

た。

上記の基礎的合意の枠内において、最近、行

政府の在米院に於ける、日本籍者の暴行と
日本政府に於ける在外沖繩住民の米軍の保護に

住民の福祉向上、自治権拡大等の面では
相違の進展が認めらるゝ(注1)

しかし、完全な自治能力を有する沖縄住民
が、今なお外国の支配下にありたい。

不自然かつ例外的な事象と言わざるを得ず
現に、沖縄において、本土において、米国の
船舶検査問題、裁判移送問題、軍用土地拡張問題、教育権分
配問題、経済援助と施政権との関係等につ
て施政権の移譲による問題に対する動きは次
第に力が増してきてゐる。

わが国としては、上記の基礎合意が存
在する限り、その枠内において、本土と沖縄との
間の本来的なつながりの強化、発展に努める
べきである。

施政権移譲問題については、わが国を念
ひ相乗の安全保障の問題、と、沖縄施政に固有の全般的ビジョン

から慎重に、^{深合}~~全般~~に検討を行なうべく
べきである。ニつとも、米側との間で
沖縄問題の根本的解決に近づき
何らかの形によつて協議を開始すべき
であると考えらる。

(注1)

(1) 昨年8月の佐藤総理訪米 (2) 昨年

12月大統領行政命令改正による行政主席の在
法院に對する選任の實施 (3) 協定委員会が秋

能派兵と、その後の活動 特に、本年5月、沖繩
に對する日本旅客の發給、在外沖繩住民に對

する保護取の日本政府による第一義的に行は
るに同じ原則の合意の成立 (4) 日米双方

からの對沖繩經濟援助の大幅増額 後の先
實 (奉會計年度 日本政府からの援助は103

(億円)の予定) 等がある。

~~*****~~

~~***** (1) 船舶積荷問題 (本年5月)~~

(2) 小笠原^{関係}問題

~~(1) 経緯~~

(1) 小笠原旧島民の大多数は、1944年日本海軍によつて本土に引揚げさせられ、その際残留した者も戦後米軍により本土に引揚げさせられた。その後、平和条約第3条によつて、これら諸島は米国の施政権下におかれ、住民については、1946年欧米系の旧島民135名が帰島を認められたほかは、旧島民の大多数がそのまま本土に居住している。

1961年、米国政府より日本政府に対し旧島民がこれら諸島にある財産等を使用できないことに対する見舞金として、旧島民のこれら諸島への復帰の要求をなんら害するものでないとの了解の下に600万ドルが支払われ、旧島民に分配された。

昨年1月に至り佐藤・ジョンソン会談において「旧小笠原島民の代表の墓参を好意的に検討すること」が合意された結果、昨

年5、6月及び今年5、6月の2回、旧島民代表により、父島母島(20名)及び硫黄島(10名)への墓参が実現した。

~~本件墓参実現のための米国政府関係者の努力、墓参団に対する現地軍当局者の好意については、旧島民のみならず政府、国民とも多岐としている。~~

~~(2) 提案~~

~~旧島民で本土に引揚げさせられた者の数は当初約7,000名であつたが、その多くはすでに本土に定住して生活の安定を得ており、また、本件墓参が実現した結果、これら諸島の現状に対する現実的認識も高まってきた。しかしながら、旧島民のホームランドに帰りたいとの感情には根強いものがあり、また、墓参団の報告によれば、現地住民の間にも本土との親近感は強くなつてきている由である。~~

~~現在日本本土にある旧島民が、父祖伝来の地を離れて生活せざるを得ないこと及び~~

口) 政府は、佐島の帰島につき、今次半例に要
本を行ないながら、安全保障上の理由により、

半例の容小をとりながら、最近には
本年8月日米貿易経済合同委員会の中で

長官に対し、旧島民の一部帰島を要本したが、
その際、上記の理由により同意しないう旨の回答

があった。

ウ) 小笠原諸島について、現状は不自然であり、

人道上の問題である。小笠原については、教育、
籍等を中心とする現状の漸進的改善策の実

施を要本すると共に、半例の軍事上、戦略上の要
本と、かかる人道上の要請とを調和させる技術

的解決策について、広範に検討を行なうべき
である。

極 秘
無 期 限
50 部の内
27 号

12. 沖縄問題・小笠原問題

(1) 沖縄関係

(イ) 経緯

沖縄の施政権返還は、沖縄住民を含む全日本国民の強い願望であり、政府も昨年1月の佐藤・ジョンソン共同コミュニケに述べられているとおり「これらの諸島の施政権ができるだけ早い機会に日本へ返還されるように」希望している。

他方政府は、これら諸島における米国の軍事施設がわが国を含む極東の安全のため果たしている役割りを十分認識し、その認識の上になつて極東の情勢が施政権返還を可能にする日に備えて、米国との協力関係の下に経済、社会面での民生・福祉の向上をはかつていくとの方針をとつてきている。

(ロ) 現状と見通し

沖縄をめぐる最近の動向をみると、一方、自治権拡大、民生福祉向上等については(ア)昨年8月佐藤総理の沖縄訪問、(イ)琉球政府の機

能拡大、特に昨年12月大統領行政命令改正による行政主席の立法院による選任の実現、(ウ)協議委員会の機能拡大、特に本年5月沖縄における日本旅券の発給、在外沖縄住民に対する保護権の日本政府による第一義的を行使等に関する原則的合意の成立、(エ)日米双方からの対沖縄経済援助の大巾増額及び質的充実等相当の発展がみられている。しかしながら現地の施政権返還に対する要求は一層強くなつて来ており、たとえば沖縄民主党すらもいわゆる分離返還政策を党是として採択せざるをえなくなつていること、社大党の左傾の傾向、米軍施設拡張等に対する現地住民の強い不満の表明等のうごきがみられる(注)。さらに本土においても自民党の一部において分離返還論が提唱されはじめたこと、革新勢力が1970年との関係で沖縄問題を大きく取り上げることが予想されること等の事態にもかんがみ、現在の政策をそのまま継続していった場合には、日米間唯一最大の政治的懸案

としてプレイ・アップされることが予想される沖縄問題の成行きは必ずしも予断を許さない。

そもそも完全な自治能力を有する沖縄の住民が、今日なお外国の支配下にあるという事態が、現在の世界において他に例を見ない不自然な事態であることは否定し得ないところである。

また、わが国としては、平和条約第3条に基づき米国の施政権が厳存する限り、これに容喙する意図はないが、本土と沖縄との間の本来的なつながりは維持し発展させることが当然と考える。

住民の自治の範囲の拡大、日本本土との連携の強化は、現在の米側施政の下にあつても行ない得ることであり、行なうべきことであるが、やがては、これらの本来的な要求と米側施政権との調和について抜本的な解決策を考慮することが必要となるらう。

(イ) 対策に関する提案

日本政府としては、現実の事態の推移に先立つて住民の希望を合理的な範囲で満足させるために必要な手を打つていくことが、米軍基地の存続に不可欠な住民の協力を得るためにも特に重要であると考え、この観点に立つて、この際外務省と国務省との間で、沖縄問題の現実的かつ根本的な解決策について情報の交換、研究等を行なうことを提案する。

日本側としては、いわゆる施政権の返還をただちに実現することを主張するわけではもちろんなく、そのための準備もないが、沖縄における米軍施設の効果的運用を確保しつつ施政権返還の実を挙げるための具体的方策を外務省と国務省とが協力して研究するべき時が来ていると考える。

(注)

① 沖縄各政党の現勢力は次のとおり。

	立法院議席数	昨年11月の 得票率(立法院総選挙)
民主党	19	47.1%
社会大衆党	7	27.1
社会党	2	5.0
人民党	1	9.0
無所属	3	11.8
計	32	100.0

② 最近現地で政治問題となつた若干の事例

(1) 所得税法改正問題

琉球政府から立法院に提出される立法勸告は、従来提出前に琉球政府と民政府の間で事前調整を経ることとなつていたが、本年4月所得税減税、石油税新設、たばこ消費税引上げ等を内容とする67年度税法改正案について琉球政府と民政府との間で事前調整がつかないまま民主党の強い後押しの下に琉球政府から立法院への勸告が行なわれ、自治権拡大と結びつけて広く報道さ

れた。同改正案は、現在立法院で審議中であるが、可決されたとしても民政府との事後調整が残されており高等弁務官の拒否権発動の可能性も考えられる。

(2) 新規土地収用問題

今年に入り、沖縄本島内4カ所で民政府による土地取得要求告示(民政府告示によれば、土地収用はまず賃貸借契約により、契約ができないものは強制的収用による。)黙認耕作地(軍用地内で農耕を認められているもの)からの農作物撤去要求、測量開始通告等が行なわれたが、これに対し現地住民、野党各派から強い反対が起つており、現地紙も大きく報道している。

なお現在沖縄における米軍用地の面積は全域の9%、沖縄本島の13.9%を占めている。

(3) 裁判管轄権問題

6月に入り、高等弁務官は、琉球政府上訴裁判所で審理中の2事件を、大統領行政

(2) 小笠原問題

(1) 経緯

小笠原旧島民の大多数は、1944年日本海軍によつて本土に引揚げさせられ、その際残留した者も戦後米軍により本土に引揚げさせられた。その後、平和条約第3条によつて、これら諸島は米国の施政権下におかれ、住民については、1946年欧米系の旧島民135名が帰島を認められたほかは、旧島民の大多数がそのまま本土に居住している。

1961年、米国政府より日本政府に対し旧島民がこれら諸島にある財産等を使用できないことに対する見舞金として、旧島民のこれら諸島への復帰の要求をなんら害するものでないとの了解の下に600万ドルが支払われ、旧島民に分配された。

昨年1月に至り佐藤・ジョンソン会談において「旧小笠原島民の代表の墓参を好意的に検討すること」が合意された結果、昨

年5、6月及び今年5、6月の2回、旧島民代表により、父島母島(20名)及び硫黄島(10名)への墓参が実現した。

本件墓参実現のための米国政府関係者の努力、墓参団に対する現地軍当局者の好意については、旧島民のみならず政府、国民とも多としている。

(2) 提案

旧島民で本土に引揚げさせられた者の数は当初約7,000名であつたが、その多くはすでに本土に定住して生活の安定を得ており、また、本件墓参が実現した結果、これら諸島の現状に対する現実的認識も高まってきた。しかしながら、旧島民のホームランドに帰りたいとの感情には根強いものがあり、また、墓参団の報告によれば、現地住民の間にも本土との親近感は強くなつてきている由である。

現在日本本土にある旧島民が、父祖伝来の地を離れて生活せざるを得ないこと及び

現在父島にある島民が日本国民でありながら本土と全く隔絶した生活を送ることを余儀なくされていることは、ともに重大な人道上の問題である。

については、教育、戸籍等を中心とする現状の改善策の実施が強く要望されるとともに、近い将来なんらかの形での帰島実現の措置がとられれば、政治的にも大きな効果が期待されるので、米側の好意的検討を希望する。因みに、1957年岸総理訪米の際、ダレス國務長官から、多数島民の帰島は難しいが、最大限2~300名の帰島なら考慮し得るかも知れない旨述べた経緯がある。

さらに沖縄問題に關すると同様、小笠原についても現状の下における漸進的改善策のみならず、米側の軍事的戦略的要求と上述の如き人道上の要請とを調和させる抜本的解決案について日米外交当局が真剣かつ率直な検討を開始することを提案したい。

極 秘
無 期 限
4 部 の 内
4 号

沖縄の施政権返還問題について
昭和42 220
北米局北米課

1. 現 状

沖縄の現在の地位を規定する平和条約第3条は、旧連合国の領有した領土不拡大の原則と、極東の安全保障上の要請との妥協によるものであつて、沖縄の施政権返還問題は、極東地域の情勢及びわが国を含む自由主義諸国の安全保障上の要請と密接に関連している。

従つて、現在のごとく極東における国際情勢が依然緊張を続ける限り、沖縄の施政権返還の実現は、きわめて困難であるといわざるをえない。かかる観点から、わが国政府は、従来から米側に対し、沖縄の本土復帰に関する国民の願望を伝えながらも、具体的な施政権返還を提案し、要求したことはなく、むしろ、当面米側と協力して住民の福祉の向上に努力するという面に重点をおいた政策を進めてきた。

しかしながら、沖縄現地及び本土において沖

の現
縄現状に対する不満はますます高まつており、かかる状態をこのまま放置しておくことは、現在の日米友好関係はもとより、わが国内政にも甚ましからぬ事態を招来することがおそれられる。また仮りに国連その他の場で、沖縄問題を植民地問題、その他の角度から国際的に問題にしようという動きがある場合、わが国政府の立場はきわめて困難なものとなる。

2. 判断及び対策

以上のごとき現状の認識に基づき、外務省としての判断及び対策は次のとおり。

- (1) 極東における国際緊張の緩和が早急には期待しえない現状にあつて、施政権返還問題について進展を図るためには、基地特別協定のごとき形で沖縄における米軍基地の果たしている安全保障上の役割を阻害しないことを、米側に保証することが唯一の実現可能な方策であると判断される。
- (2) 米側としても、上記(1)の前提に立つた施政権の態様の変更であれば、協議に応ずる可能

性は相当に大きいものと判断される。

- (3) 他方、かかる形での施政権返還を考えると対しては、核兵器の持込み反対、あるいは戦争まき込まれ論等による反対勢力からの攻撃が予想され、大きな海面上の問題となることも考えられる。それよりも、むしろ当面沖縄の現状を是認することに伴うマイナスを甘受することの方が望ましいとの政治的判断もありうる。従つて、かかる形での施政権返還を推進すべきか否か及びそのタイミングについては、高次の政治的判断に待つべきものである。
- (4) しかしながら、外務省としては、仮りにかかる形での施政権返還を米側と協議する場合に備えて、その場合の問題点と対策を検討するとともに、米側との間にもある程度の意見の疎通を図つておくことが望ましい。
- (5) また国内的には、施政権返還問題は、極東の安全保障とも関連する複雑困難な問題であり、これに安易な解決のありえないこと、及

びかかる冷峻な現実を直視して、もつとも国益にかなつた方策をとる必要のあることについて、国民の理解を深めるよう努力することとする。

- (6) 教育権、その他の機能別分離返還構想については、それが安全保障上の要請に対する配慮を欠く点にかいて、米側との協議の対象とすることは困難であり、また、実際上も、返還される機能とそれ以外の機能との間の境界の固定の困難をはじめとする多くの不自然さが予想されるので、外務省としては、かかる構想の推進を支持することはできない。
- (7) 施政権返還問題とは別に、当面、沖縄住民の福祉の向上と本土との自然なつながりを強化するための措置は引続き強化して行く必要がある、特にこのため、沖縄の施政にわが国政府の意向をよりよく反映させる方法をも、あわせて検討することが必要である。

無期限

北米局
参事官
北米課長

3. 沖縄問題

(1) 施政権返還問題

~~戦後20余年を至る今日~~ ~~わが国領土~~
~~国民の一部が~~ 外国の施政下に置かれてゐる
 (1) 沖縄が今日 ~~は~~ ^{あり}、~~正~~ ^正 是を ~~求めるべきは~~ ^然 ~~然~~
 といふ ~~沖縄~~ 現状 ~~は~~ 不自然である。が、他方、
 沖縄 ~~は~~ ^は わが国を合む極東の安全保障のた
 重要な役割を果してゐる ~~事~~ ^事 である。
 したが、沖縄問題については、今後極東
 の安全保障上の要請と、沖縄の早期復帰に関
 する日本国民の願望と、調整する ^{方向} ~~と~~ 方向で、
 日米間におい ~~て~~ ^て ~~慎重~~ ^{慎重} 検討を行 ~~う~~ ^う 行くこと
 である。 ~~絶対~~ ^{絶対} 検討協議 ~~は~~ ^は ~~必要~~ ^{必要} である。
 沖縄住民の福祉の向上を図り、
 (2) 同時に、沖縄の本土復帰の際の困難を少なく
 するたふ、今後とも、教育、社会、経済の各分
 野における本土との格差是正と各種機能
 についての本土との一体化を促進する ^{努力} ~~努力~~
 極力

こととする。 ~~また~~ ^{また}、米国の施政権下にあると
 は、~~え~~、日本国民である沖縄住民の保護に
 ついても留意し、また住民の自治権の拡大に
 ついて引続き強い関心を ~~も~~ ^も 持 ^持、必要に
 応じ米側とも協議することとする。 ~~この際~~
 米側施政権および沖縄の内政への不干渉を
 にならな ^い ~~い~~ よう ~~慎重~~ ^{慎重} 配慮を要することは云々である。
 (1) 以上の施策を実施するにあたりは、教育権
 分離返還の如く ^{アプロ-9} ~~アプロ-9~~ 観念論に基 ~~き~~ ^き ~~き~~ ^き づ ^づ ~~づ~~
 むし、現に沖縄に因り存在する不便と困難
 とを着実に解決するたふの地道な努力の積み重ね
 により、前進をはかることとする。

極 秘

官報 42.2.21. 米北
別添 4
別添 7
別添 47

沖縄の施政権返還問題

昭和42.2.21.

米北

2月21日、米約局長より、別添の「沖縄に関する法律問題」に即して大圧ブリーフィングがあった。

北米局長より、別添「沖縄の施政権返還問題」について（第2稿）を提示し、これに対する

大圧コメントは次のとおり。

「このペーパーには苦肉が無く、割り切った意見を述べているが、現状においても、日本国民

沖縄住民の復帰への熱望は、何となくあるが、この方法も押し出す気持が出るべきである。沖縄

については、何となくも核指込みが大きい問題であるが、米国の戦略による核戦略の変化により、

沖縄の戦略的重要性にも変化があるはずである。

という点から、いろいろ研究して見るべきが大切では
ないか。特に沖縄の施政権返還が、極東における

国際緊張と関連しているのであれば、極東の体制改善
のため、日本外交の努力、例えば、対アジア経済協力

の完成等も、沖縄と関連で考えるべきではなか
ら。権能別分離返還も、いろいろ検討し

ておくだけでなく、例えば、戸籍など、あえて「権」と
は言わなくても、「機能一体化の拡大」というよう

なことで改善が考えられなか

1967.2.9

沖縄に関する法律問題

1. 米国の施政権の根拠

○ 平和条約第3条(要旨)

日本は、沖縄その他を信託統治に付する
ための米国の国際連合に対する提案に
同意する。このような提案が行なわれ、
かつ可決されるまで、米国はこれら諸島
に対する施政権をもつ。

△ 米国政府がいつまでも信託統治の提
案をしないで施政を続けていることは、
第3条の趣旨に反しないか(施政権の
行使は経過措置として認められている
ものである)。

2. 国連憲章との関係

○ 憲章第78条

国際連合加盟国の間の関係は、主権平
等の原則の尊重を基礎とするから、信託
統治制度は、加盟国となつた地域には適
用しない。

△ 平和条約第3条は、国連憲章第78
条違反の規定として無効ではないか。

3 日米安保条約との関係

○条約第5条

「日本国の施政の下にある領域における、いずれか一方に対する武力攻撃」云々として、いわゆる「条約区域」を日本本土に限定

○合意議事録

沖縄に対し武力攻撃が発生した場合には日本側としては島民の福祉のための措置を執り、米国側は防衛と福祉確保のため全力をつくすたてまえになつている。

△ 沖縄防衛と自衛隊

「いまのように施政権をアメリカが掌握している限り、憲法論、条約論、自衛隊法等によりまして、自衛権の発動、自衛隊の出動ができないことは当然であります。」(昭4.1.3.16参院予算委、佐藤首相答弁)

4 施政権返還問題

○奄美群島に関する協定(1953年)

△ 教育権の分離返還

△ 軍事基地の現状維持を条件とする施政権の返還

秘

昭和四十一年十一月二十五日

重 要 懸 案 事 項

(総務長官引継資料)

総理府特別地域連絡局

目 次

- 一、 沖縄及び小笠原諸島の施政権返還問題と沖縄住民の自治権拡大の要望等について……………一
- 二、 沖縄問題懇談会について……………二
- 三、 本土と沖縄間の渡航事務の迅速化等について……………四
- 四、 沖縄住民に対する日本旅券等の発給権限の移譲に伴う実施措置について……………六
- 五、 沖縄における訴訟事件移送問題について……………六
- 六、 日米協議委員会及び日米琉技術委員会の運営について……………一
- 七、 昭和四十二年度の予算編成について……………三
- 八、 昭和四十年及び昭和四十一年度沖縄援助予算の執行について……………八

1	昭和四十年年度援助金執行について	一八
2	昭和四十一年度援助金執行について	一八
	九、沖縄在住原爆被爆者の医療問題について	一一
	十、琉球大学医学部設置問題について	一一
	十一、沖縄先島テレビジョン放送施設の設置について	一七
	十二、沖縄産糖の買入れ及びパイナップル缶詰の保護についで	二〇
	1 沖縄産糖の買入れについて	二〇
	2 沖縄産パイナップル缶詰の保護について	二二
	十三、沖縄における戦前の郵便貯金及び簡易保険等決済の問題についで	二二
	十四、沖縄の違憲訴訟について	二六
	十五、北方区域、小笠原地域の元島民(墓参)についで	二七

一、沖縄及び小笠原諸島の施政権返還問題と沖縄住民の自治権拡大の要望等について

沖縄及び小笠原の行政、立法、司法の施政権は平和条約第三条の規定によつて米国の下にあるが、その施政権返還については沖縄住民はもとより日本国民全体の悲願であつて、国会において屢々決議されたところであり、沖縄においても強く要望されてきたところである。政府としては、沖縄が極東の安全保障上重要な役割を果たしている現実を認識しつつ、あらゆる角度から検討を加へ、この問題に前向きで対処してゆく必要がある。

前記施政権返還問題のほかは自治権拡大、沖縄住民代表の国政参加、本土沖縄間渡航制限の緩和、沖縄籍船舶への日本国旗掲揚、南方連絡事務所における日本国旅券等の発給、訴訟事件移送問題、その他日米間において解決を要すべき幾多の問題がある。近年、米民政府においては布告、布令の廃止、裁判権の琉球政府裁判所への一部移譲、行政主席の任命制を改め立法院の選挙によること

としたこと、行政副主席、局長の任命権の行政主席への委譲、非琉球人の雇用並びに外資導入許可権限の琉球政府への委譲、永住許可についての改善等かなり改善を行なつてきているが、これらの問題は国会においても絶えず論議されるところであつて、政府としては今後とも検討を続け事態の処理にあたらねばならない。

なお、国会に沖縄問題対策特別委員会を設置する問題については本年二月琉球政府立法院において同委員会の設置に関する要請決議がなされ、過般立法院代表が上京して政府、国会、各政党等に対し要請を行なつた経緯もあるので次期国会で問題化することが予想される。

二、沖縄問題懇談会について

森前総務長官は去る八月沖縄を訪問した際、ワトソン前高等弁務官に教育権の返還を要望した。帰京後長官は教育権返還問題を中心とする沖縄の諸問題について有識者の意見をきくため、沖縄

問題懇談会を設置した。

懇談会の構成メンバー(十一名)は次の通りである。

- (座長) 大浜 信泉(南方同胞援護会会長)
- 鹿内 信隆(ニッポン放送社長)
- 林 修三(元法制局長官)
- 森永 貞一郎(日本輸出入銀行総裁)
- 横田 喜三郎(元最高裁判所長官)
- 長谷川 才次(時事通信代表取締役)
- 茅 誠司(元東大総長)
- 大河内 一男(東大総長)
- 森戸 辰男(日本育英会会長)
- 武見 太郎(日本医師会会長)
- 朝海 浩一郎(外務省顧問)

沖縄問題懇談会は、現在までに六回の会合を行なつてゐる。

第一回 九月 一日

第二回	九月十四日
第三回	九月二十七日
第四回	十月十二日
第五回	十月二十六日
第六回	十一月二十五日

第一回の会合で、森総務長官は、現在の激動する極東情勢のもとにおいて日米双方が沖繩の特殊な政治形態を中心とする沖繩の現状をそのまま固定化することは日米双方にとつて得策ではない点を指摘し、沖繩の教育権を中心とする機能別施政権を逐次日本に返還することについて両者が検討すべき時期に来ている点を強調したが、施政権の分離返還は法理論的にも可能であることが確認され、第二回以後、外務省、文部省、内閣法制局の立場からの見解の表明があり、教育権返還についての具体案を固めつつある。

三、本土と沖繩間の渡航事務の迅速化等について

何らの制限もなく本土と沖繩間を自由に往来することは最も望ましいが、これを認めるか否かは米側の施政権行使にかかっているため、制限の早急かつ全面的な撤廃を期待することは現状において困難である。

しかしながら政府としては、これまで機会あるごとに米側と折衝を重ね、渡航手続の改善に努力してきており、本年二月には、入域許可申請書の様式の簡素化、入域許可書の有効期間の延長等の改善が実施された。

また、入域許可取り付けに要する日数の短縮については機会あるごとに米側と折衝の結果相当改善されてきており九〇パーセントは、一週間以内に許可になつてきている。

今後とも渡航手続の簡素化、迅速化を図るため引き続き努力する必要がある。

渡航事務については、日米双方の意思の疎通を図るため、一昨年九月から定期的に在京米旅行班と渡航事務の打合せ会議を行な

つてゐる。

四、沖繩住民に対する日本旅券等の発給権限の移譲に伴う実施措置について

本年五月九日の第九回日米協議委員会において、従来米国民政府において発行していた沖繩住民に対する旅券及び本土との間の旅行のための身分証明書の発給権限を沖繩出入域管理の権限は米側に残されるところの予解の下に沖繩における日本政府の代表機関（南方連絡事務所）に与える旨の合意が行なわれたが、この権限委譲に伴う具体的措置の実施は早急にこれを行なう必要があり、このため実施手続に関する米側との折衝、及び法令制定作業を行なうとともに南方連絡事務所職員の増員及び事務費につき予算要求中である。

五、沖繩における訴訟事件移送問題について

沖繩においてサンマの課税事件及び立法院議員選挙当選無効事件の二事件が琉球上訴裁判所に係属中のところ、高等弁務官の命により米国民政府裁判所に移送された。

米国民政府当局の声明によれば、右移送命令は行政命令に「高等弁務官が合衆国の安全、財産又は利害に影響を及ぼすと認める特に重大なすべての事件又は紛争に対する民事裁判権、このような事件が琉球政府の裁判所に提起された場合には、最終的決定、命令又は裁判がなされる以前においては最終的上訴審理を含む訴訟手続中、いつでも高等弁務官の命によりこれを適当な米政府の裁判所に移送することができる」旨規定されているところに従つて発動されたものである。右二事件はいづれも布令の効力に関する性質の事柄であるが、沖繩における米国の行政上の一切の公式行為の妥当性及び合法性は、当然米国だけがその審査にあたることのできるの見解から移送を命じたとの説明がなされている。これに対し現地側においては、このような措置は民主主義に反

し、琉球側司法部門に対する不信ないしは司法権にかかる自治の後退であると受けとつてゐる。去る六月三十一日には琉球政府立法院において移送命令の撤回要求決議がなされ、二十七日には、琉球上訴裁判所の仲松首席判事が高等弁務官に対し移送命令の撤回を要請した後辞意を表明し、更に二十八日には裁判移送撤回共同会議が結成されており、最近に至つては立法院代表並びに共同会議の代表が相次いで上京し、本土政府に対し善処方の要請がなされる等今回の措置に対する不満は各方面において相当強いものがある。

政府としては、本問題が米国の施政下にある沖縄で発生した事件であるので究極的には現地において解決すべき問題であるが、現地住民の要望に応えるため、またこの問題が未解決のままながびくことは日米双方にとつて好ましくないとの見地から過般佐藤総理大臣からラスク國務長官に対し早期解決方を要請したところ、同長官は善処を約しており、次いで安井元總務長官から在京駐米

大使代理エマーソン公使に対しても同様な要請を行なつた次第もあつた。また、森前總務長官が訪沖した際にも本問題についてすみやかに円満に解決されるよう要請した。

また、この問題とは別にワトソン前高等弁務官は七月三十日「琉球裁判所に関する琉球政府の立法がなされれば、行政主席による全判事の任命を認め、関連した布告を改廃する」との声明を発表したことにより、琉球政府は次期立法院で立法化を行なう方針を固めてゐる。

このような経緯にあるとき、ホワイトハウスは九月二十八日ワトソン高等弁務官が辞任し、後任にフアイジナンド・T・アンガ一中将を任命すると発表した。ワトソン弁務官は、同日友利、サンマ両事件を民政府裁判所で審理するため、三人の判事を任命し、十月五日から審理が開始された。サンマ課税事件は同日結審となつたが、友利事件については、被上告人側が出廷しなかつたため十日に延期され、同日被上告人側欠席のまま審理が行なわれ結審

となり、兩事件とも判決をまつだけとなつてゐるが、民政府裁判所がどのよりの判決を下すかが注目されてゐるところである。

六、日米協議委員会及び日米琉球技術員会の運営について

昭和三十六年六月の池田・ケネディ声明を契機とし、昭和三十七年三月十九日ケネディ米大統領は、自治権拡大と経済援助増大を主眼とした沖繩に対する新政策を発表し、同時に琉球統治に関する大統領行政命令の改正を行なつたが、その際「沖繩住民の安寧と福祉および琉球の経済開発を増進するため」の援助供与について、日米の協力実施に関する取極めを作成するために日本政府と討議を行ないたい旨を明らかにした。この結果昭和三十九年四月二十五日日米間の援助政策調整機関として東京に「日米協議委員会」及び援助実施の技術的調整機関として那覇に「日米琉球技術委員会」が設置された。

その後、昭和四十年一月の佐藤総理、ジョンソン大統領の共同声明にもとづき、四月二日日米協議委員会の機能拡大に関する書簡が交換され、同委員会は経済援助の問題にとどまらず、沖繩住民の安寧の向上をはかるため、両国が協力しうるその他の問題に

についても協議できることとなった。機能拡大後の協議課題としては昭和四十年五月十七日の第五回委員会において、米側の沖縄に対する施政の現状、経済社会開発のための長期計画、教育、民生、福祉の向上等について意見交換が行なわれ、また本年五月九日の第九回委員会において沖縄住民に対する旅券等の発給権限の委譲、在外沖縄住民の保護、沖縄籍船舶に対する日本国旗掲揚等について協議が行なわれた。現在まで日米協議委員会は十回、日米琉技術委員会は九回開催されている。両委員会の構成メンバーは次のとおりである。

(一) 日米協議委員会

日本側委員

外務大臣

総理府総務長官

米側委員

○ 日本国駐在合衆国大使

(二) 日米琉技術委員会

(議長) 琉球諸島高等弁務官の代表者

(現在) 米国民政府副民政官が指名されている

日本側委員

総理府総務長官が指名する政府職員(現在) 那

覇日本政府南方連絡事務所長が指名されている

琉球側委員

琉球政府行政主席又はその代表者

(現在) 琉球政府行政副主席

七、昭和四十二年年度の予算編成について

昭和四十二年年度の沖縄援助費については去る十月十八日の第十回日米協議委員会において米側より一〇三億四、六〇〇万円(うち台風災害復旧分一〇億五、五〇〇万円を含む。)の提案があった。(なおこの提案額のほか昭和四十一年度における台風災害復

旧援助として五億四、〇〇〇万円を別途提案している。一当局としてはこの米側提案を検討の上十月三十一日大蔵省に対し一〇八億九、四〇〇万円の予算要求を行なつた。

これに対し大蔵省は十一月十五日同省の「四十二年度沖繩援助費の処理方針」を示したが、この中において米側要請額の一〇三億円は従来の援助枠（四十年二八億円、四十一年度五八億円）に比し飛躍的に増加したものであり、かつ沖繩に対する米国の援助額を上廻るものである。日本としては、日本政府の援助が真に沖繩の民生に寄与し施政権返還促進に貢献するものとなるよう努力し、かつ主張すべきであり、日本政府援助の内容は将来米國援助額が固まり来年度の沖繩財政の全貌が明らかとなつた段階で日本が主体性をもつて決定すべきであると述べた。これに対し当局は、今回の援助要請はそのまま受け入れるべき旨の反論を行なつたが、十一月十八日関係閣僚（外務、大蔵各大臣、総理府総務長官、内閣官房長官）において協議した結果次のとき了解がなされた。

れた。

(一) 諸般の情勢にかんがみ、昭和四十二年日本政府の沖繩経済援助に関する日米協議委員会は予定どおり十一月中に開催して日米両国の合意を行なり。

(二) イ 同協議委員会において日本側から米側に対し、米國の沖繩援助の増額を強く要請する。

ロ 米國援助の増額を前提として、日本はさきに米側から提案された援助要請につき、その総枠について同意する。

ただし、日本の歳出予算計上方法については、別途財政当局において検討することとする。

ハ 米國要請にかかる日本援助の個々の項目、金額については、琉球政府の来年度予算の策定と併行して米國と協議しつつ決定することとする。

昭和四十二年度の沖繩援助費の編成については目下この基本的了解に基づいて関係各省間において検討中である。

昭和42年度予算要求総括表

特別地域連絡局
(単位百万円)

項 目	42年度要 求 額	前 年 度 予 算 額	比 較 増 △ 減 額	日米協議委 員会における 米側提案額	備 考
沖縄財政援助等に必要 な経費	11,448	5,955	5,493	10,346	
(1) 援 助 費	10,894	5,801	5,093	10,346	
イ 技 術 援 助	102	70	32	97	
ロ 産業開発関係 援助	1,740	1,276	464	1,583	
ハ 社会福祉及び 医療関係援助	2,288	1,078	1,210	2,152	
ニ 文教関係援助	4,318	2,870	1,448	4,166	
ホ その他の援助	1,134	337	797	1,119	
ヘ 台風関係援助	1,055	0	1,055	1,055	
ト 南方同胞援護 会補助金によ る援助	257	170	87	174	
(2) 一般事務費	554	154	400	0	
イ 一 般 分	397	90	307	0	
ロ 南方同胞援護 会 補 助 金	151	62	89	0	
ハ 北方、小笠原 対 策 費	6	2	4	0	

なお、援助費以外の昭和四十二年一般事務費予算については既に五億五、四〇〇万円の概算要求を行なっているが、その重点事項としては南方連絡事務所に対する旅券等の発給権限の移譲、援助費増大等に伴う南方連絡事務所職員増員及び特別地域連絡局の機構充実のための増員（特別地域連絡局一八人、南方連絡事務所六三人うち旅券等発給事務の移譲に伴うもの四人）旅券、身分証明書発給事務費等である。

八、昭和四十年年度及び昭和四十一年度沖繩援助予算の執行について

1. 昭和四十年年度沖繩財政援助金の執行状況について

昭和四十年年度沖繩財政援助金は、（予算各目明細上）五〇項目、二、三五三、八三二千円である。

昭和四十年年度末における事業の進捗状況は、事業全体の進捗率五九%、完了した事業は二五項目、支出済額は一、一九二、〇二六千円（総額の五一%）であり、支出残額一、一六一、一二六千円は昭和四十一年度に繰越した。

これら昭和四十一年度に繰越した事業は、漁港施設整備、護岸建設、農道建設、公営住宅建設、土地調査の五事業を除き十二月末までには完了の見込みであり、来年三月までには、すべての事業が完了し、支出も完了する予定である。

2. 昭和四十一年度沖繩財政援助金の執行について

昭和四十一年度沖繩財政援助金は、（予算各目明細上）四四項目、四、八三一、一七〇千円である。この援助金の執行の手

続を定める日疏間覚書は、八月十日に発効した。

本年十二月末までには、すべての項目について事業計画の承認を行ない、事業の進捗度合いに応じ、約二、五〇〇、〇〇〇千円（総額の五一、七%）以上を支出する予定である。また、琉球政府から提出されている資料によれば本会計年度末においては、公共事業を除く大部分の事業は完了の見込であり、支出額は、四、二六一、二〇八千円（総額の八八、二%）が見込まれている。

昭和四十一年度財政援助金の執行については、日米琉技術委員会等の場を通じ、その促進策が検討されており、また、事業計画の承認状況等に照し、従来に比較し、相当大巾な促進が図られるものと期待される。

なお、昭和三十七年度以来の各年度援助金の当該会計年度末における執行状況は左記のとおりである。

年度	支出額	事業進捗率
昭和三十七	一三〇、〇〇〇千円(総額の七八%)	※二〇%
昭和三十八	三八二、〇九八千円(二七%)	※三〇%
昭和三十九	五〇三、七二三千円(三五%)	四一%
昭和四十	一、一九二、〇二六千円(五一%)	五九%
昭和四十一	四、二六一、二〇八千円(八八%)	九〇%

(注) 1. ※印は実績に基づく推定値である。
 2. 昭和四十一年度は見込値である。

九、沖縄在住原爆被爆者の医療問題について

沖縄在住の原爆被爆者に対しては、本土の「原爆医療法」(昭和三年三月三十一日法律第四一号)の適用がなく、従つてこの法律に基づく援護の措置はなされてないが、政府はこれらの者に対して、実質的に、本土在住の被爆者に対すると同様の取り扱いがなされるようにするため、所要経費として昭和四一年度沖縄財政援助金に五〇四万円を計上している。この援助金を執行するに当つては、その前提として、琉球政府において本土の原爆医療法に準じた法的措置を確立する必要があり、目下その具体的内容、実施の方法等について琉球政府及び米民政府と協議中である。

この問題の現在までの処理経過は概略左のとおりである。

原爆医療法を沖縄へも適用して本土在住の被爆者と同様にとり扱つて欲しいとの、沖縄在住被爆者からの要請に應えるため、総理府及び厚生省は、琉球政府及び米民政府と協議のうえ、昨年三月先方との間にこれらの者のとり扱いに関する「琉球諸島住民に

対する専門的診察及び治療に関する了解覚書」を署名締結した。
そしてこの了解覚書に基づき総理府及び厚生省は、昨年四月と本年四月の二回にわたり専門家を派遣して沖縄における被爆者の実態調査を実施したが、その結果は次のとおりであった。

1. 第一回調査（昭四〇・四）

イ 検診総数 一八四名

ロ 右のうち被爆者と認められる者 一七三名

ハ 右のうち認定患者と認められる者 一三名

ニ 右のうち本土医療機関に収容治療した者（こ

れらの者は在院二―三月で全員退院した） 一一名

2. 第二回調査（昭四一・四）

イ 検診総数 一七三名

ロ 右のうち被爆者と認められる者 一七二名

ハ 右のうち新規届出数 三八名

ニ 右のうち認定患者と認められる者 九名

（うち第一回調査結果と重複する者）

二名

ニ 右のうち本土医療機関に収容し、治療中の者 八名

なお、右の了解覚書は日本政府による被爆者に対する健康診断の実施と、その結果に基づく認定患者を本土の医療機関に収容することを内容としたものであり、充分でないため、抜本的対策が要請されている。

十、琉球大学医学部設置問題について

1. 琉球政府は、昨年十二月「琉球大学医学部設置準備委員会」を設置した。その組織は琉球政府行政副主席を会長とし、政府十三名、琉球大学四名、医師七名計二十五名で構成されている。準備委員会には、構想委員会と三専門研究会が付設され、医学部設置に必要な教育、組織、訓練、財政施設及び研究、調査の五分野について考察が進められているが、最近構想委員会においては本土側の琉球大学医学部設置問題懇談会（後述）にお

ける討議を尊重して、昭和四十三年四月開講を目途として琉球

大学に保健学部を設置することを検討している。

2. 政府としては、本年六月総理府に「琉球大学医学部設置問題懇談会（仮称）」を設置した。同懇談会の組織は、総務長官を座長とする七名の委員で構成し、その内訳は

学識経験者 四名

日本医師会会長 武見太郎

九州大学学長 遠城寺宗徳

東京大学医学部長 吉川春寿

元東京都衛生局長 小林彰

政府職員 三名

総理府特別地域連絡局長 山野幸吉

文部省大学学術局長 天城勲

厚生省医務局長 若杉栄一

となっている。

懇談会は、六月十六日に発足し十一月までに五回の会合を開き、その間二回に亘り沖縄に出張し現地米国民政府、琉球政府及び琉球大学医学部設置準備委員会、琉球大学等の当事者のほか、沖縄医師会等医療関係者と意見を交換し併せて関係の施設を視察した。

3. 琉球大学医学部設置問題懇談会において研究、討議された事項

(一) 基本的態度

沖縄の住民福祉の向上を期する上において、将来琉球大学に医学部を設置することの必要性は認められるが、その具体化に先立ち、沖縄の医療水準の向上及び医師の確保という当面の施策をかねた医療の基礎的条件をまず整備する必要がある。

(二) 当面の措置

(1) 医学生への大学教育は、現状のとおり本土の大学で行ない、イ、それらの者の後教育（インターン、レジデント教育）

は、沖縄において実施する。
ロ、琉球政府立病院に後教育を目的とする教育病院を付設する。

ハ、教育病院における指導医はその任務に応ずる身分、待遇等につき十分な措置を講ずる。

ニ、インターン、レジデントに対しては相応の給費を行ない、教育終了後の勤務の義務づけ及び定着を図ること。

(2) 琉球大学に保健学部を設置して看護、衛生検査、医療社会事業、栄養等を含む多目的ヘルスワーカーの教育を行うこと。

(3) 公衆衛生施策の強化を図ること。

曰、昭和四十二年度における援助事項

(1) 琉球政府立中部病院を医師法施行規則第十一条第二項の修練病院として承認して昭和四十二年四月から教育を開始できるよう措置し、これに必要な教育要員の派遣、修練生

の参加等についてあつ旋するともに、その教育に関し指導助言を行なう。

(2) 琉球政府立那覇病院をインターン、レジデント教育及び琉球大学保健学部学生の実習病院とするため同病院改築に必要な指導助言を行なう。

(3) 琉球大学保健学部施設新設に要する経費の初年度として約一億五千万円を援助する。(現在援助費予算要求中)

(4) その他医学部設置に必要な検討を継続するほか、保健学部設置に要する調査研究をしたうえ琉球政府に対し指導助言を行なう。

十一、沖縄先島テレビジョン放送施設の設置について

1. 予算及び実施主体

沖縄先島地区にテレビジョン放送局を建設するため昭和四十二年度から二カ年計画で実施することとし、その経費は、当初

総額六億九千五百四十四万円を見込み、このうち昭和四十一年度は二億一、五六二万七千円（この予算および国庫債務負担行為によつて四十一年度中に契約できる見込額は約四億三、三二六万円である。）を計上し、目下その事業を実施中である。

しかしながら、事業計画の総額は当初見込額より約一億円の超過となる見込であり、この超過分を含め昭和四十二年予算としては、四億九、八一八万七千円を大蔵省に要求中である。

この建設整備の事業は郵政省が担当し、大臣官房に設けられている「沖繩先島地区テレビジョン放送施設建設室」が中心となつてゐる。予算はすべて郵政省に移し替えされてゐる。

2. 事業計画

（一）先島地区のほぼ全域においてテレビジョン放送が可能になるようにするため宮古島と石垣島にそれぞれ親局（演奏所と送信所）を、八重山群島内の三カ所（川平・西表・与那国）に無人放送中継局（サテライト局）を設置する。

（二）テレビ放送は他社制作番組および自局制作番組とするが、放送番組の大部分は他社制作番組で航空機または船舶で輸送するフィルムまたはテープを使用するものとする。

（三）放送局の規模、建物および設備については容易に保守運用できるもので日本政府からの贈与としてふさわしい程度のものであるとする。

3. 完成時期

この施設は昭和四十一年から建設工事に着手し、おそくとも昭和四十二年十二月までに本放送の開始が可能となるように工事を完了する。

4. 建設工事等の進捗状況

昭和四十一年八月建設請負業者に対する現地説明等を行ない、九月入札、十月東京芝浦電気株式会社と契約を締結、十一月工事着工となつた。

5. テレビ放送実施の運営形態について

琉球政府はその諮問機関である先島テレビ審議会の答申に基づいて、次のような運営形態についての構想を堅めている。

(一) 全額政府出資の特別法による特殊法人（沖縄放送公社）を設立して運営する。

(二) 公社は、全琉をサービスエリアとする。

(三) 運営財源は受信料をもつて充てることとし、受信料はテレビ又はテレビ、ラジオ併用の場合月額八〇セント、ラジオのみの場合月額一五セントとする。

(四) 現民放二社を一本に統合し、不必要となる放送施設は、公社が買収して運営する。

十二、沖縄産糖の買入れ及びパイナップル缶詰の保護について

1. 沖縄産糖の買入れについて

昭和四十年沖縄産糖については沖縄における直消相当分を除きその全量を売上げのうえこれを保護したところであるが、そ

〇

〇

〇

の買入れ価格は、全琉一本価格であるため、工場コストの格差

（工場能力三〇〇〜二、〇〇〇トン）是正の必要上、現地においては、行政指導により、会社間で現金による調整を実施した。しかし、

(一) この調整方式では法的強制力を持たないため、大型工場の株主並びに農民側からの反対が強く、本年産の買上げについての同方式の適用がやぶまれている。

(二) また沖縄産糖の一本価格全量買上げという従来通りの方法の難点として、

イ、市価が百十円台に回復した場合に、自立回復性の高い大型工場は自販に向おうとし、全量買上げにならなくなる。

ロ、沖縄産糖の標準コストが市価と等しくなつた場合には買上げが発動されなくなり、従つて小型工場の砂糖については、国内の奄美産糖は買上げられ、沖縄のそれは買上げられないということになる。

ハ、また、この方式による合理化のいきつくところは、このまゝでいくと、国内では六五〇トンの工場群が残り、沖繩ではこれらの工場群は整理されて、一、四〇〇トンの工場群のみが残るといふ不均衡が生ずる。

が考えられるので、昭和四十一年度沖繩産糖の買入れに当り沖繩側では、奄美並みの買入れ価格による数量調整という方式を強力に主張し、関係方面に交渉している。

しかしながら、国内産ビート糖、奄美産糖にも程度の差はあれ、本質的にはこれと同様の問題をかゝえているので、沖繩側の主張は、農林当局の主張する従来通りの方式との調整がつかず、難航しており、沖繩側では政治問題となつているので、その解決がいそがれているところである。

2. 沖繩産パインアップル缶詰の保護について

沖繩産パイン缶詰は本土市場の約八〇パーセントを占めてい
るが、コストが割高であるので、①自由化の延期、②外国産へ

の暫定高率関税（従価で五五パーセント）適用という二つの方法でこれを保護している。

しかし、この関税保護は、暫定関税率法による時限立法として、その適用は四十二年三月末日までとなつており、同日以降は平常の四五パーセントに下がることとなつているので、沖繩側としては、さらにその延長を強くのぞんでいる。

十三、沖繩における戦前の郵便貯金および簡易保険等決済の問題について

沖繩における戦前の郵便貯金および簡易保険等の支払については郵政省は預金者等に対してその預金、掛金額のほかに見舞金として昭和二十八年十二月奄美群島に関する日米協定締結時以降年利五分で計算した金額を支払うこととし、また、琉球政府には諸謝金を支払うという方針を定め、沖繩現地においては那覇日本政府南方連絡事務所を通じて預金者側と折衝を行なつてきているが、預金者側は一円一ドルの換算率による支払を要求していること等のため早急な解決は難かしい状況であつた。

一方現地側においては関係者の早期解決の要望は益々高まり、昨年の総理訪沖の時期にも強く表明されたが今回琉球政府立法院において「戦前における郵便貯金、年金及び簡易保険等の早期支払に関する要請決議」を全会一致で採択、三月七日立法院議員各派代表四名が上京、国会及び政府機関に陳情を行なつた。この際

において現地側はかねてからの主張の一円一ドルの換算率には固執しないとの意思表示があつた。

よつて政府は関係省庁の間において事務的な打合せを行ない、政府案の検討を行なつているが、現地側の要望が強い現状においてこの問題の解決は必ずしも容易でないものがある。

(参考)

沖繩住民の郵便貯金等の現在高

(昭和四十一年三月末)

種別	口数	金額
郵便貯金	一七四八七二	八三、八二七、六一三円
郵便為替	四三二二	三、一〇一、一一四
郵便振替貯金	七二二	一、〇六五、五三三
郵便貯金切手	七三九	一、四七八
保険歳出金	一七〇、九四六	六、三九一、一一一
年金歳出金	一、八〇三	一、一五八、八八九
計	三、四八、八六五	一、〇七、七七七円

十四、沖縄の違憲訴訟について

昨年九月沖縄在住の住民が原告となつて、日本政府を相手どり(1)現地において米国民政府から本土への渡航を拒否されたことにもとづく損害賠償の請求及び(2)原爆被爆者の医療等に関する法律に基づく医療費請求の訴訟が東京地方裁判所に提起され、すでに八回にわたつて弁論が行なわれている。

(1) 渡航拒否にもとづく損害賠償事件

原告三名から、それぞれ(イ)本土で開かれた革新系団体主催の大会への参加のため(ロ)大学進学のため及び(ハ)就職の目的をもつて日本本土渡航に必要な日本渡航証明書の発給申請を琉球列島高等弁務官に対して行なつたところ同弁務官は右証明書の発行を拒否した。原告らの主張は(イ)米側の右措置は日本国憲法が保障する移転の自由を侵害するものである。(ロ)沖縄県民に日本国憲法上の諸権利を享受せしめることは日本政府の責任であり、従つて国は賠償の義務を負うべきであるといふものである。

(2) 原爆医療費請求事件

原告五人は、いづれも広島又は長崎において被爆した者であるが原告が沖縄現地の医療機関において治療のため支払つた費用を「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律」に基づき、要求するといふものである。原告の主張によれば、日本国民は法の下に平等であり、差別されることが許されない以上、沖縄に居住する被爆者も本土被爆者と同様の補償を受ける権利があり、原爆医療法が適用されることは言ひまでもない。従つて国は医療費を支給すべき義務があるといふものである。

右両訴訟において原告は、平和条約第三条は日本国憲法、国連憲章及びポツダム宣言に違反し、国際法上も国内法上も無効であると主張し、政府の見解とは異なつてゐる。

十五、北方地域、小笠原地域の元島民の墓参について

北方地域ならびに小笠原地域の元島民は戦争末期及び終戦後に

これらの地域から本土に引揚げてきたが、それ以来今日まで、これらの地域への帰島及び募参の実現について政府に対し強く陳情を続けてきている。

政府としても外交折衝等によりこれが実現を図つてきたが、募参については北方の地域は一昨年(一九五〇年)の九月中旬、昨年の八月中旬とそれぞれ歯舞群島中、水晶島の茂尻消と色丹島の稲茂尻、斜古丹の募参を実施した。

小笠原地域については、昨年に引き続き第二回目の募参を本年五月十八日から六月二日にかけて、硫黄島と父島、母島の二地域に対し実施した。

なお、本年度の北方地域募参については、ソ連側より新たに国後島の古釜布を追加の上、前二回と同じ地域へ募参を実施して差支えない旨申越してきたので、八月下旬に実施した。択捉島及びその他の島で募参を実施してない個所についても募参が実現できるよう引き続き努力する必要がある。

沖繩施政権早期返還の

日米会談促進方御願ひ

昭和四十二年三月

沖繩問題は、去る二月以来新段階に入り、まさに解決の扉も開かれんとし、待望の本土復帰も近い將來との期待が持たれて居ります。

それは、去る一月三十一日、米上院外交委員会民主黨院内総務マンスフィールド氏が、日米両国が真の同盟国なら安保条約再検討の、一九七〇年に沖繩小笠原返還するよう希望するとの発言が、天来の福音の如く、日本に伝わったからであります。特に返還時期を初めて示唆したのも好感が持たれて居ります。

尤も、その発言の二日目の二月二日、米政府は極東の緊張情勢がある間、沖繩保有を続けると声明し、冷水を浴びせて居ります。だが、日本ではこれに反発、三木外務大臣は、沖繩問題は、極東情勢が変わらない限り、どうしようもないといふこれまでの授けやりの姿勢を改め、どうすれば早期返還が図れるか、真剣に取組む時期だ、と敢闘精神を奮揚、自主解決をめざして居られます。

下田外務次官もこれに和し、日本国民多数が、米國が沖繩で極東の平和と安全を守るため自由に基地を使用することを支持すれば、施政権全面返還も促進することができると、初めて具体策を提示、永い間行き詰まった沖繩問題に血路を開く姿勢を示されたのは、頼もしくも心強い次第であります。

同じ頃、ライシャワー前駐日大使は、ワシントンで、「沖繩の米軍基地は米國のアジアにおける役割にとって価値があると共に、日本の防衛にとつても、重要である。日本国民が状況を認識したとき、琉球諸島は日本に返還することができよう」と述べ、下田次官同様、日本国民にアピールして居ります。沖繩には、十数年前から米核兵器が配備されて居りますが、今日まで何等の故障も起らず、日本の安全が保証されて居ります。年々日本本土から、戦死軍人墓参をも兼ねた観光客が十万余人もありますが、何等の支障もありません。

その沖繩の現状を承認すれば、宿望の本土復帰の道が開かれます。御考慮下さい。

◆……ゆかし野党の反省

ところが、施政権返還と引換えとはいへ、核基地沖繩容認は、これまでの核持ち込み反対の方針と矛盾するし、核憎悪の根深い国民感情にも反するので、容易ではない。無理からぬことと存じます。

と、申してこれに固執すれば、沖繩問題はいつまでも解決できず、しびれを切らして待ち焦れている沖繩同胞に気の毒であります。二十二年間も外国支配を耐え忍んで来た沖繩に、さらに今後数十年も、現状のまま辛抱せよというのには、余りに酷であります。

沖繩諸島祖国復帰期成会

- 代表委員 仲吉良光 (元首里市長)
- 東京江戸川区小松川町四ノ四七
- 東京沖繩県人会 神山政良
- 東京都文京区西片町三ノ八ノ二四
- 特許弁理士 久高将吉
- 東京都世田谷区新町二ノ三三九
- 営業部 森田孟陸
- 東京都文京区目白台三ノ二九ノ二四
- 宗教史家 比屋根安定
- 東京都国分寺市本多四ノ一六ノ十一
- 大学士 石川正通
- 東京都豊島区馬込六ノ八四七
- 在東京沖繩婦人会 渡久地節子
- 東京都目黒区三谷町一三三
- 弁護士 大城豊
- 東京都文京区目白台二丁目一ノ一三
- 著述家 伊波南哲
- 東京都保谷市下保谷一、二、四
- 森松産業社長 森松光
- 横浜市鶴見区鶴見町三三三

あります。

沖繩の現状は、日本の敗戦、無条件降伏の結果である。元の姿に取り返してやるのが国家国民の責務であります。そうして、いまそれを果たす恰好な下田博樹が生れて居ります。そこで、さすがに、野党にも次の如き反省論があるのは、矢張日本人だからで、このゆかしい人情論は、広く国民の間に浸透して行くと思われまふ。

「これまでの論争のあり方を反省すると、教育権の分離返還に反対し、自衛隊の沖繩派兵に反対した社会党のいきかたが『沖繩放棄論』、見殺し論の印象を与えて居るのはたしかだ」(山口社会党国務局長)。「すでに沖繩の返還は、願望ではなく、具体的な条件を考へる時だ。沖繩問題が反米の道具に使われるなら、返還はますます遠のく、と断言できる」(犬内啓伍・民社党政務局長) (二月十日毎日新聞朝刊)

「全施政権を行なわなければ、いかなる善政でも、沖繩同胞は満足しない」といつて居られます。これが沖繩の真摯でありまふ。よって忍び難きを忍び、沖繩の地理的特殊事情を斟酌されて、特別として、沖繩のみに、許し、他に例を及ぼさず、且つ、将来沖繩基地は本土並みに改変する条件付で、施政権返還要案を今期特別国会で、御決議下さるか、或は他の方法で、日本の協力意図を表示されて、米國の諒解を得て頂きたく御願ひ申します。

◆……今国会で御解決を

沖繩が、日本施政下に復帰すれば、自動的に日米安保条約に包含されます。従って、次の条約六条による基地許すは「沖繩県」にも適用されます。

日本國の安全に寄与し、並びに極東における國際の平和及び空軍及び海軍が日本國において施設及び区域を使用するなどを許される。

つまり、下田次官の基地使用の自由保証も、結局は沖繩が復帰してからの事でありまふ。それ故、施政権返還が先決だと申したいですが、本土と異なる特殊施設のある沖繩基地御承認が、最優先であり、問題解決の鍵となります。

その御含みで、二十余年も続けて来た果てしなき論議を、てんどの国会で終止符を打ち、一日も早く沖繩を取り戻したい一点に絞った効果的な提案に各党合意、相成るべくは今期国会中にも、日米会談開始方、御啓勵下されたく御願ひ申上げまふ。

- 沖繩歴史新里金福
- 研究會 川崎市上麻生二二六
- 牧場主 須清徳
- 川崎市大島町四ノ三七
- 沖繩音楽會 川盛要
- 川崎市中島町一ノ五〇四
- 琉球文学研究 袋盛敏
- 横浜市西区元久保町五七
- 川中忠進
- 大阪府枚方市岡二〇八
- 元沖繩師範 宮城桃幸
- 西宮市甲子園口三ノ二七八
- 前沖繩県立第二高女教諭 松賀徳
- 熊本市小坪市小金井南町二ノ一三八ノ一六
- 熊本市大江町大江二〇〇
- 熊本市熊本医大
- 医学博士 立津政順
- 熊本市熊本医大
- 北九州代表會 山城瑞公
- 八幡市熊西町一丁目
- 元沖繩教諭 島袋盛範
- 鹿兒島市武町一六四

大臣 42.3.13 秘書官